

高第876号
令和8年1月30日

各老人福祉施設運営法人代表者
各指定介護保険施設運営法人代表者
各指定介護サービス事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

カスタマーハラスメント防止に係る啓発チラシについて

平素より県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護等の現場を支える職員に対する利用者やその家族等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）は、職員の心身に影響を及ぼすだけでなく、利用者へのサービス提供にも支障をきたすことになりかねません。

今般、職員が安心して働くことができる職場環境の確保を図るとともに、利用者が必要な介護サービスを適切に利用することができるよう、別添のとおりカスタマーハラスメント防止の啓発チラシを作成しましたので、県ホームページのチラシデータ（※）から印刷していただき、裏面右下の囲み内に事業所名・施設名などを記載するなどしてご活用ください。

※チラシデータ掲載場所

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/483082.pdf>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	河村	担当	信田
TEL	058-272-1111(内 3468)		